

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 5

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思えます。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

[e-mail nakaya@jtccm.or.jp](mailto:e-mail_nakaya@jtccm.or.jp)

Q18 外壁もしくは軒裏に設けられた換気口等に対する 建築基準法上の要求はどのようになっているのでしょうか？

A18 外壁に関しては、延焼のおそれのある部分に設ける開口部には、防火戸その他の防火設備を設けることとなっています。従って、外壁に設ける換気口等は、建築基準法でいう防火設備としての性能を有している必要があります。具体的には、通常の火災による火熱を20分間遮る防火性能が要求されることとなります。試験及び評価の

方法は、防火戸の試験及び評価の方法とほぼ同じとなります。

これに対し、軒裏に関しては防火設備の要求がありません。このため、換気口を設けた軒裏として、試験を実施し、性能評価を受ける必要があります。従って、認定も換気口を有する軒裏の構造方法等としての認定となります。

Q19 耐火構造の屋根に防水材を張ったものは、建築基準法第63条の要求を満足していると考えて良いのでしょうか？

A19 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根は、建築基準法第63条の規定により、建築基準法施行令第136条の2の2に掲げる技術的基準を満足しなくてはならないことになっています。この技術基準を満足する構造方法として、大臣が予め定めた構造方法は、平成12年建設省告示第1365号に例規されています。

この告示の第1項第三号に、「屋根を耐火構造

(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る)の屋外面に断熱材(ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る)及び防水材(アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、

ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る)を張ったものとする」と規定されています。従って、50mm以内の厚さの断熱材を張った上で、防水材を張る工法は大臣が予め法63条の要求を満足するものとして定めた構造方法に該当しています。では、断熱材が無い場合ですが、断熱材が無くなることによって、防火性能が損な

われることは考えられませんので、断熱材が無い場合についても、大臣が予め定めた構造方法に該当していると考えられます。

さらに、断熱材も防水材も無い場合ですが、屋根勾配が30度以内で、屋外に面する部分が準不燃材料で造られていれば、大臣が予め定めた構造方法に該当していると考えてかまわないと思われ

Q20 屋根に設けられた明かり採り窓の性能評価はどのように行われるのでしょうか？

A20 耐火建築物の屋根には、防火設備の要求がありません。このため、屋根は原則として耐火構造としなければなりません。明かり採りの用途に使える構造方法等で大臣が予め指定しているものは、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造ったものとなっています。これら以外の構造方法等については、耐火加熱試験を実施し、性能評価を受ける必要があります。

ところで、屋根は荷重を支持する部材となっていますので、荷重をかけた状態での試験を実施す

ることとなります。現在、当センターをはじめとする各性能評価機関では、1m四方あたりに1個ずつ65kgのおもりを載せることとしています。開口部の部分におもりを載せることの是非については、現在、各性能評価機関及び国土交通省と協議中です。

なお、屋根に明かり採り窓を設ける場合には、明かり採り窓を設けた仕様で試験を実施し、構造方法等の認定を受けることが原則となりますのでご注意ください。

Q21 鉄板で作られたエレベータードアは、特定防火設備として使えるのでしょうか？

A21 非常に難しい質問です。

縦穴区画に用いる特定防火設備は、1時間の遮炎性と遮煙性の両方を要求されています。このうちの遮炎性能に関しては、平成12年 建設省告示第1369号により、以下のいずれかの構造方法の防火戸であれば、1時間の遮炎性のある特定防火設備として、国土交通大臣が予め認めています。

1. 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが0.5ミリメートル以上の鉄板を張ったもの

2. 鉄製で鉄板の厚みが1.5ミリメートル以上のもの
但し、特定防火設備として認められるためには、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分に関して以下に掲げるような隙間のない構造にすることが求められています。

相じゃくりとする。

定規縁若しくは戸当りを設ける。

これは、主に、遮煙性を要求していると考えられます。従って、十分な厚みの鉄板で造られてい

るからといって、自動的に特定防火設備として使えることにはなりません。従って、何らかの形で遮煙能力のあることを証明する必要があります。

通常のエレベータドアで、遮煙性を確保することは困難ですが、スクリーンなどと併用するなど、他の手段と組み合わせることによって、法律の要

求を満足する特定防火設備として、認定を受けることは可能と思われます。

当センターでは、このような設備の性能評価方法の詳細について、国土交通省と協議を進めております。協議がまとまり次第、その結果を本欄等を通じて、ご紹介させていただきます。

Q22 ドレンチャーを防火設備として使うためにはどうしたらよいでしょうか？

A22 旧建築基準法の下では、政令第109条第1項第三号で、「開口部に設けるドレンチャーで消防庁の行なう検定に合格したもの」は、外壁の開口部に設ける防火戸その他の防火設備として認められていました。しかし、新法になったときには、この規定は消えてしまいました。この背景には、ドレンチャーに関する消防庁の検定制度が存在していないということがありました。

現在は、各性能評価機関で評価を受け、その結果をもって構造方法等の認定を国土交通大臣から

受けることとなっていますが、実際には、各性能評価機関とも、ドレンチャー設備の性能評価を容易には実施できる体制にはありません。

しかし、当センターでは、ドレンチャーをはじめとする水系の設備を有効に活用したいという要望に応えるために、現在、関係各方面と折衝をおこなっています。ある程度、目途が立ってまいりましたら、本欄等を通じてお知らせさせていただきます。

Q23 海外規格に適合している鋼材を日本の建築物で使う場合にはどうしたらよいでしょうか？

A23 建築物の構造上主要な部分に使う鋼材は、建築基準法第37条の規定に基づく要求を満足する必要があります。この鋼材は、JISに適合していることの確認はできませんので、自動的に第37条第二号の規定に基づく性能評価を受けて、認定を受ける必要があることとなります。

鋼材が満足しなければならない品質基準は、平成12年建設省告示第1446号別表第2に規定されています。この品質基準の測定方法は、全てJISの方法によることとなっています。したがっ

て、法第37条第二号の認定を取得するためには、JISで規定されている測定方法によって必要な基準値の管理がおこなわれていることが明らかでなければなりません。

当センターとしては、JISの測定方法と海外規格で規定している測定方法との間に相関がある場合については、海外規格に基づく製品であっても認定できるように国土交通省に要望をしているところですが、今のところ、進展がない状況です。何らかの進展がありましたら、本欄等を通じてお知らせさせていただきます。